

# 定 款

一般社団法人 岩手県電業協会

事 務 所 盛岡市下太田榊48番地44

電 話 (019) 656-3255 (代)

郵便番号 020-0051

# 一般社団法人 岩手県電業協会 定款

平成 23 年 5 月 27 日 制定

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県電業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(支部)

第3条 本会の事業を推進するため、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、電気工事業並びにその関連事業の健全なる発達を図り、県民生活の保安と公共の福祉増進並びに産業の振興及び文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 適正で合理的な入札契約制度並びに合理的な建設生産システムに関する調査研究
- 二 電気工事業及びその関連事業の企業合理化に関する調査研究
- 三 電気工事業及びその関連事業の技術に関する調査研究
- 四 電気工事業並びにその関連事業の事故防止対策及び環境の保全に関する調査研究
- 五 電気工事業並びにその関連事業に必要な資材、機材、工具等に関する調査研究及びその改善
- 六 電気工事業及びその関連事業の人材の確保及び育成に関する調査研究並びにその推進と支援
- 七 官公庁その他関係機関に対する要望、諮問に対する答申
- 八 その他本会の目的を達成するに必要な事業

### 第3章 会員及び会費

#### (会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員
- 二 賛助会員
- 三 特別会員

#### (会員の資格)

第7条 正会員は、建設業法による許可を受けて電気工事業を主たる業として営む者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。

- 2 賛助会員は、本会の事業を賛助するため入会した者とする。
- 3 特別会員は、本会の事業を特別に後援するため入会した者とする。
- 4 正会員、賛助会員、又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員又は特別会員として入会を承認された者は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。ただし、特別会員は入会金の納付を要しない。

- 2 入会等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の場合に会員資格を失うものとする。

- 一 退会の申し出をしたとき
- 二 第7条第1項に定める要件に該当しなくなったとき
- 三 会費の滞納が6月以上に及ぶとき
- 四 定款に違反し又は本会の名誉を毀損する行為などにより総会の決議で除名されたとき

五 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及び本会の資産について何等請求することができない。

## 第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成し、賛助会員及び特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 役員等の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は次の場合に開催する。

- 一 理事会が招集の必要を認めたとき
- 二 総正会員の議決権5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 総会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 正会員の総会における議決権は1会員につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する2名の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上20名以内
  - 二 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 役員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(役員の選任)

第22条 本会の理事及び監事は、本会の正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、正会員の過半数の賛成をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長の命を受けて業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期等)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給できるものとする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 役員の報酬及び費用に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除)

第28条 本会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定め

る要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第35条 本会の事業を行うため、必要に応じ理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第38条 本会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入、支出することができる。この場合の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた第3号の貸借対照表については、遅滞なく公告するものとする。

- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第41条 総会は、会員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に記載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は現行の会長工藤泰とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人岩手県電業協会の諸規程等は、一般社団法人岩手県電業協会の諸規

程として引き継ぐものとして、法人格の表記は読み替えるものとする。

(参考)

- ・平成24年 3月22日 岩手県知事認可（建技第598号）
- ・平成24年 4月 1日 移行登記